熱土第72-9号
平成15年9月5日

[redacted] 様

静岡県熱海土木事務所長

都市計画法第81条第1項の規定に基づく命令に係る防災工事について

貴社から提出された、下記の命令に基づく防災工事承認申請について、下記の条件を附して承認します。

記

1　命令内容等

文書番号等	命令の対象となった区域	命令内容
平成15年2月21日付け 熱土第72-21号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ[redacted] 字水立[redacted]	熱海市伊豆山字嶽ヶ[redacted]、字水立[redacted]における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成15年3月10日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
平成15年2月28日付け 熱土第72-22号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ[redacted] 字水立[redacted]	平成14年12月26日付け熱土第62-2号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月17日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

2　承認に附す条件

（1）　防災工事実施の箇所は自己所有地のみとすること。
　他者の所有地については、すみやかに土地所有者から工事施行の同意書を取得し、同意書添付の上、防災措置のための工事の計画書を熱海土木事務所へ提出し、承認を受けた後に施行すること。

（2）　工事の着手に当たっては着手届を提出すること（様式自由）。

（3）　工事完了後はすみやかに工事完了届（様式自由）を提出し、熱海土木事務所の検査を受けること。

（4）　都市計画法における開発行為の工事に準じ、工事の施行状況を示す写真及び図書を整備し、工事完了届に添付すること。

（5）　都市計画法第82条第1項の規定に基づき、工事の実施中に立入検査を実施することがある。

担　当　都市計画課
電話番号　0557-82-9186
FAX　0557-82-9110